**職員倫理綱領**

(個人の尊厳の尊重)

第１条 私たちは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その経験や個性を大切にし、

安心と誇りを持って暮らせるように支援します。

(自己選択・自己決定の尊重)

第２条 私たちは、利用者中心のサービスの提供に努め、利用者自らの選択・決定を

尊重することを基本に支援します。また、そのための情報を積極的に提供し、十分

な説明と同意を得ることに努めます。

(プライバシーの保護)

第３条 私たちは、利用者一人ひとりのプライバシーを守り、秘密保持と私的空間

の確保に配慮します。

(財産権の尊重)

第４条 私たちは、利用者の年金・貯蓄等の財産を守り、それらの権利が侵されることがなく、本人が希望するような支出が行われるよう支援します。

(職員の専門性)

第５条 私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、日々研鑚に努めます。

(サービスの点検)

第６条 私たちは、提供しているサービスが適切かどうかを常に点検し、改善に努

めます。また、利用者の苦情や第三者の評価に対しては、誠意をもって対処します。

(家族との関係)

第７条 私たちは、利用者の支援方針について家族と協議し、家族と職員の相互理

解のもとに支援するように努めます。また、家族の人権・プライバシーの保護に配

慮します。

(地域社会との関係)

第８条 私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域に積極的に参加する

ように努め、利用者が地域社会の中で市民として豊かに暮らせるよう支援します。